

平 19 福個答申第 4 号
平成 20 年 1 月 10 日

福岡市長 吉 田 宏 様
(博多区保健福祉センター福祉・介護保険課)

福岡市個人情報保護審議会
会長 福 山 道 義

保有個人情報開示請求に係る非開示決定処分に対する異議申立てについて (答申)

福岡市個人情報保護条例 (平成 17 年福岡市条例第 103 号) 第 49 条第 2 項の規定に基づき、平成 19 年 2 月 9 日付け博福介第 3255 号により諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第 34 号

「〇〇の家庭相談室における相談記録 異議申立人に係る部分」の非開示決定処分に対する異議申立て

(平成 19 年 1 月 11 日提起)

諮問第 34 号

答 申

1 審議会の結論

「〇〇の家庭相談室における相談記録 異議申立人に係る部分」に記載された保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が本件保有個人情報の存否を明らかにすることなく非開示とした処分は妥当である。

2 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、平成 18 年 12 月 27 日に実施機関が異議申立人に対して行った本件保有個人情報に係る非開示決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての経過

- ① 平成 18 年 12 月 18 日、異議申立人は、実施機関に対し、福岡市個人情報保護条例（平成 17 年福岡市条例第 103 号。以下「条例」という。）第 18 条第 1 項の規定に基づき、本件保有個人情報の開示請求を行った。
- ② 平成 18 年 12 月 27 日、実施機関は、本件保有個人情報が条例第 23 条第 1 項に該当するとして本件処分を行い、その旨を異議申立人に通知するとともに、当審議会に存否応答拒否報告書を提出した。
- ③ 平成 19 年 1 月 11 日、異議申立人は、本件処分についてこれを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

3 異議申立人及び実施機関の主張の要旨

(1) 異議申立人の主張

異議申立人は、異議申立書、反論意見書及び平成 19 年 7 月 19 日の当審議会不服申立て部会における口頭意見陳述において、次のように主張している。

- ① 〇〇自身が家庭相談室に相談した事実を異議申立人に話しており、家庭相談室に相談したことは明確な事実であるため、弁明書に示されている「特定の個人を識別できる情報を開示することとなるため」という理由は開示拒否の意味をなしていない。
- ② 実施機関は、〇〇の権利利益を侵害するおそれがある、と主張しているが、何の根拠に基づくものなのか、抽象的で曖昧な理由であり、説得力に欠けるものであ

る。あくまで推測でしかなく、物事を決定するに値する理由にはなり得ない。権利利益は各々個人によって違うので、勝手に行政が決めることではない。

- ③ 条例第 20 条第 2 号で、〇〇本人が開示に同意する権利もあるはずなので、確かめる必要がある。
- ④ ここに至る経緯の中で、私が不当に悪者扱いされている事実があり、人権及び名誉に係わることである。真実を前提に審議して欲しい。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成 19 年 8 月 24 日の当審議会不服申立て部会における口頭意見陳述において、次のように主張している。

- ① 保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、実質的に条例第 20 条第 2 号の開示請求者以外の特定個人を識別することができる情報を開示することとなり、保護すべき権利利益が侵害されるおそれがあるため、条例第 23 条第 1 項の規定に基づき非開示としたものである。
- ② 家庭児童相談室への相談については、相談者の氏名、相談内容のみならず、その相談の有無についても、条例で保護されるべき市の保有する個人情報である。
- ③ 条例第 23 条第 1 項の規定に基づく拒否以外の考え方の場合、〇〇が同相談室に相談しているか否かの事実が判明する。つまり、実質的に条例第 20 条第 2 号の開示請求者以外の特定の個人を識別できる情報を開示することとなるため、〇〇個人の権利利益を侵害するおそれがある。

4 審議会の判断

上記のような異議申立人及び実施機関の主張に対して、当審議会は次のとおり判断する。

(1) 本件保有個人情報について

異議申立人は、〇〇が家庭児童相談室に相談を行い、その相談内容に異議申立人に係る情報が含まれると主張し、本件請求を行っていることから、本件保有個人情報は、異議申立人の主張どおりに〇〇が家庭児童相談室に相談していた場合に、当該相談について家庭相談員が作成した相談記録のうち異議申立人に係る情報が記載された部分ということになる。

(2) 家庭児童相談室とは

福岡市における家庭児童相談室は、各区保健福祉センター福祉・介護保険課に設置され、厚生事務次官通知「家庭児童相談室の設置運営について」（昭和 39 年 4 月 22 日

厚生省発児第 92 号) に規定する児童相談, 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子及び寡婦福祉法による母子自立支援員の設置について」(平成 15 年 6 月 18 日雇児発第 0618001 号) に規定する母子相談, 売春防止法(昭和 31 年法律第 118 号) 第 35 条及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成 13 年法律第 13 号) 第 4 条に規定する婦人相談に応じ, 必要な支援及び保護を行っている。

(3) 本件保有個人情報の開示・非開示の決定について

実施機関は, 本件保有個人情報の存否を明らかにするだけで条例第 20 条第 2 号に該当する非開示情報を開示することになるとして, 条例第 23 条第 1 項により本件保有個人情報の存否を明らかにすることなく非開示決定を行っていることから, その妥当性について判断する。

(4) 条例第 23 条第 1 項該当性について

① 開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで, 実質的に条例第 20 条各号の非開示情報を開示することとなり, 非開示情報により保護すべき利益が侵害されるような場合は, 条例第 23 条第 1 項により, 保有個人情報の存否を明らかにしないで, 当該開示請求を拒否することができることとしている。

② 本条にいう「当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで, 非開示情報を開示することとなる時」とは, 開示請求に対し, 当該保有個人情報が存在することを前提として非開示等の決定をする, あるいは, 当該保有個人情報が存在していないという理由で非開示決定をすることによって, 非開示とすべき情報が開示される場合をいう。

本件においては, 家庭児童相談室に〇〇の相談記録が存在する又は存在していないということを答えるだけで, 条例第 20 条各号に規定する非開示情報を開示することになるか否かが問題となる。

③ なお, 実施機関は, 条例第 20 条第 2 号に規定する非開示情報を開示することになると主張しているが, 当審議会は, 条例第 20 条第 2 号のみならず第 6 号に規定する非開示情報該当性についても検討する必要があると判断して, 以下のとおり検討する。

④ 条例第 20 条第 2 号は, 開示請求者以外の個人に関する情報であって, 当該情報に含まれる氏名, 生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(以下「第三者情報」という。)については, 開示請求者が知ることができ, 又は知ることが予定されている情報等第 2 号アからエに規定する一定の場合を除いて, 非開示とする旨定めている。

⑤ 条例第 20 条第 6 号は、市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの（以下「行政運営情報」という。）について、当該個人情報の全部又は一部の開示をしないことができると定めている。

⑥ 家庭児童相談室が対応する相談は、本件のように開示請求者が相談者以外の者である場合、相談者の相談の有無に係る情報は第三者情報に該当し、原則として、非開示とすることが妥当である。

また、家庭児童相談室における相談業務は、相談を通じて相談者の支援や保護を行うものであり、相談者の個人情報を保護することを前提として行われている。このような相談業務において、相談者の相談の有無に係る情報を相談者以外の者に開示するようなことがあれば、家庭児童相談室が相談機関としての信頼を失い、今後の相談業務に著しい支障が生じるおそれがある。したがって、相談の有無に係る情報は、相談者の同意がある場合等条例第 20 条第 2 号アからエに該当する事情が存在し、非開示とすべき第三者情報に該当しない場合であっても、行政運営情報に該当することとなり、非開示とすることが妥当である。

⑦ 異議申立人は、〇〇が家庭児童相談室へ相談を行い、その内容に自己の個人情報が含まれると主張して本件請求を行っているが、4(4)⑥で述べた理由により、その相談の有無については〇〇の個人情報であり、かつ行政運営情報に該当するため、異議申立人に開示すべきではない。

本件処分において、保有個人情報の存否を明らかにして開示・非開示の決定を行えば、家庭児童相談室に相談したか否かという〇〇の個人情報が明らかになり、条例第 20 条第 2 号及び第 6 号で規定する非開示情報を開示することにつながり妥当ではないから、保有個人情報の存否を明らかにすべきではないと判断する。

⑧ したがって、実施機関が条例第 23 条第 1 項に該当するとして、本件保有個人情報の存否を明らかにすることなく非開示とした処分は妥当である。

以上により、実施機関が本件保有個人情報について行った非開示決定処分について、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

5 審議の経過

年 月 日	審 議 の 経 過
平成 19 年 2 月 9 日	実施機関から諮問
平成 19 年 3 月 6 日	実施機関から弁明意見書を受理
平成 19 年 3 月 15 日	異議申立人から反論意見書を受理
平成 19 年 7 月 19 日 (第 77 回不服申立て部会)	異議申立人から意見聴取
平成 19 年 8 月 24 日 (第 78 回不服申立て部会)	実施機関から意見聴取
平成 19 年 11 月 15 日 (第 81 回不服申立て部会)	審議